

(ポイント)

●当地旅行代理店による日本(成田)行きチャーター便(ネパール航空)については、6月4日(木)、7日(日)に運航する予定で検討されているようです。

つきましては、日本へ帰国を希望される方、また料金、支払い方法等チャーター便に関する情報については、下記の旅行代理店に直接お問い合わせいただけますようお願いいたします。

●現在、カトマンズ外に滞在されており、本チャーター便を利用される方は、旅行代理店への予約を完了させた上で、各郡のCDO(CHIEF DISTRICT OFFICER)から通行許可証を取得する必要がありますが、同許可証を取得するためには必ず事前に当館から内務省に対して申請者の情報を通報しておく必要があるため、上記チャーター便の予約が完了された方の内、各郡のCDO(CHIEF DISTRICT OFFICER)から通行許可証を取得する必要がある方は、以下6の情報と共に、5月30日(土)12:00(時間厳守)までに、以下5の連絡先までご連絡願います。

なお、カトマンズまでの移動については、ご自身で車両等の手配をしていただくこととなります。

●当館から内務省への通報が終わり次第、当館からご連絡させていただきます。その後、各自で各郡のCDOで手続きを行っていただけますようお願いいたします。

在ネパール大使館の注意喚起(安全情報20-50)

当地旅行代理店による日本行きチャーター便の運航予定等について

1 当地旅行代理店による日本(成田)行きチャーター便(ネパール航空)については、6月4日(木)、7日(日)に運航する予定で検討されているようです。

つきましては、日本へ帰国を希望される方、また料金、支払い方法等チャーター便に関する情報については、下記の旅行代理店に直接お問い合わせいただけますようお願いいたします。

2 旅行代理店

代理店名 : Serene Travels Pvt. Ltd. / Serene Int'l Treks Pvt. Ltd.

住 所 : G. P. O. Box No. : 3437, Yak & Yeti Lane,
Durbarmarg, Kathmandu, Nepal

電話番号 : 977-1-4222333, 4224333

E-mail : sales@serenetravelnepal.com

Website : www.serenetravelnepal.com

3 現在、カトマンズ外に滞在されており、6月4日、7日発の当地旅行代理店によるチャーター便を利用される方は、旅行代理店への予約を完了させた上で、各郡

の CDO (CHIEF DISTRICT OFFICER) から通行許可証を取得する必要がある場合がございますが、同許可証を取得するためには必ず事前に当館から内務省に対して申請者の情報を通報しておく必要があるため、上記チャーター便の予約が完了された方の内、各郡の CDO (CHIEF DISTRICT OFFICER) から通行許可証を取得する必要がある方は、以下 6 の情報と共に、5月30日(土) 12:00(時間厳守)までに、以下 5 の連絡先までご連絡願います。

なお、カトマンズまでの移動については、ご自身で車両等の手配をしていただくこととなります。

4 当館から内務省への通報が終わり次第、当館からご連絡させていただきます。その後、各自で各郡の CDO で手続きを行っていただけますようお願いいたします。

5 連絡先

consular-emb@km.mofa.go.jp

6 記入事項

- (1) 氏名 (パスポート表記と同じローマ字) (例: Gaimu Taro)
- (2) 性別 (例: Male)
- (3) 生年月日 (西暦でお願いします)
- (4) 旅券番号 (例: TR1234567)
- (5) メールアドレス (当館からご連絡させていただく可能性がございます)
- (6) 電話番号 (無ければ不要)
- (7) ネパールでの滞在先住所 (必ず郡の名前を記載すること)

7 新型コロナウイルスの影響でネパール国内の移動が厳しく制限されていることにより、本チャーター便に搭乗出来なかった場合にも、当館は一切の責任を負いませんので、ご理解願います。

8 日本では以下の検疫強化措置が実施されております。

全ての地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所 (自宅またはホテル) で 14 日間待機し、国内において公共交通機関 (電車、バス、タクシー、飛行機等) を使用しないことを要請する決定もなされています (但し、家族が運転する自動車やレンタカー等はこれに該当しません)。

また、自宅ではないところでの 14 日間の待機は、ホテルや旅館など、出国前にご自身で確保した宿泊施設を指定することとなります。宿泊にかかる費用についてはご自身で負担いただくこととなります。さらに移動に際しては、電車、バス、タクシー、航空機 (国内線)、旅客船などの公共交通機関を使用しないようお願いいたします。

詳細については以下をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。(オンライン在留届HP :

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡ください。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記電話から緊急電話対応者に転送されません。(了)